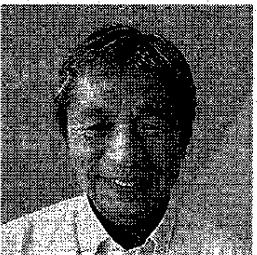


## 街の不動産トラブルを解決する 13 調停人候補者紹介



善見育弘氏

はじめに、私が今まで関わったトラブルの一例を紹介します。老朽化して近隣に迷惑を及ぼしている相続空き家(移転登記未了)の対策で、相続人姉妹2人と接触した際に、互いに管理責任の擦り付け合いから対立に発展し、各人の家族も参戦してしまいました。双方から自らを正当化し相手方を非難する話があり、

ADR(裁判外紛争解決)という概念には、裁判以外の紛争解決手段が広く含まれます。(一社)日本不動産仲裁機構に寄せられる様々な相談のうち、制度上の正規の和解手続きに至るものはない一部ではありますが、ADR制度を背景にお客様の相談に向き合った調停人の日々の活動はそれ自体が広い意味でのADRと呼ぶことができます。この声をご紹介します。

はじめに、私たちはこれまで開いたところの言い分を聞いています。到底解決の目途は立ちません。老朽化して近隣に迷惑を及ぼしている相続空き家(移転登記未了)の対策で、相続人姉妹2人と接触した際に、互いに管理責任の擦り付け合いから対立に発展し、各人の家族も参戦してしまいました。双方から自らを正当化し相手方を非難する話があり、

**【調停人候補者】**  
**善見 育弘 氏**  
有限会社丸善プランニング 代表取締役(兵庫県尼崎市)

A DRにおいて空き家対策セミナーと相談会などを実施していますが、宅地建物取引に関する知識だけでは到底相談に対応できません。FP資格や相続診断士等の資格をもつてているので、親族間で争う要素のある案件に直面した際に、相続を提唱してきましたのは、知識不足もあり適切なアドバイスが出来ませんで、もうワンステップ向上し、より良い提案をするために調停人候補者となることとしたので、もうワンステップ向上すると思います。

特に私の場合は、相続相談から入るケースが多いので相談者の考え方を尊重しつつ、中立公正な立場を保ちながら、被相続人はどのような考え方をお持ちであったか、他の相続人の立場に立った場合どのようになるか、なら立場を変えて思考していただくよう、これからも調停人資格を生かして参ります。

私が調停人候補者となつた背景をお話しします。相続不動産は、売買取引に至るまでに数多くのハードルを越えなければならぬケースが多くあります。私が所属するNPO法人兵庫空き家相談センターにおいて空き家対策のセミナーと相談会などを実施していますが、宅地建物取引に関する知識だけでは到底相談に対応できません。FP資格や相続診断士等の資格をもつてているので、親族間で争う要素のある案件に直面した際に、相続を提唱してきましたのは、知識不足もあり適切なアドバイスが出来ませんで、もうワンステップ向上し、より良い提案をするために調停人候補者となることとしたので、もうワンステップ向上すると思います。



店舗外観